

県土マネジメント部建築工事の監督及び検査の実施に関する取扱い要領

第1章 総則

（総則）

第1 県土マネジメント部建設工事のうち、建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）における監督及び検査に関する取扱いについては、県土マネジメント部建築工事監督要領（平成2年4月1日付け技第5号）（以下「監督要領」という。）、県土マネジメント部建築工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）（以下「検査要領」という。）、建築工事監督指針（平成3年4月1日付け技第7号）、建築工事技術検査基準（平成3年4月1日付け技第7号）及び建築工事検査指針（平成3年4月1日付け技第7号）に定めるもののほか、この取扱い要領（以下「要領」という。）による。

第2章 監督

（監督体制）

第1 監督体制は、監督要領第4条による。ただし、契約金額が5,000万円未満の工事及び第3章第3第4項に示す建築工事については、総括監督員をおかなくてもよい。

2 監督要領第7条により、工事監督業務を委託する場合、受託者は、工事監理業務委託契約書に基づき監督業務を行う。

3 監督要領第7条の「工事の特殊性その他正当な理由」とは、次の場合をいう。

- （1）特に専門的な知識又は技能を必要とする場合
- （2）遠隔地等の理由により職員による監督業務に合理性を欠く場合
- （3）その他の理由により職員による監督が困難な場合

（監督指針）

第2 監督員が監督を行うにあたり、必要な事項等は、別に定める建築工事監督指針による。

（監督業務の引継）

第3 監督員は、監督要領第5条3項により任命替える場合、建築工事に支障の生じないよう迅速に引継事務を行わなければならない。

（下請負等）

第4 監督員は、受注者から建築工事の下請負人等（下請負人等の変更を含む。）の届の提出があったときは、必要な処置を講じる。

（火災保険等）

第5 監督員は、受注者から設計図書の数により当該建築工事の保険契約等の通知を受けたときは、必要な処置を講じる。

（工期の延長）

第6 監督員は、受注者から工期延期願の提出があったときは、遅滞なく必要な手続きを行う。

2 監督員は、前項の工期延期願が承認され、工期が延長された場合、技術管理課検査にあっては、技術管理課長に報告する。

（完成通知書等）

第7 監督員は、受注者から完成通知書等の提出があったときは、直ちに必要な措置を講ずる。

2 前項の場合、技術管理課検査にあっては、県土マネジメント部長に検査請求等必要な処置を講じる。

（備え付け書類及び帳簿等）

第8 一般監督員は、監督に関する次の図書等を監督員事務所等に備え付けなければならない。

- （1）建設工事請負契約書（写）
- （2）設計図書（設計図、仕様書、現場説明書、質疑応答書）
- （3）施工計画書
- （4）検査記録表
- （5）実施工程表及び工事工程表
- （6）工事月報
- （7）工事打合せ書
- （8）工事材料搬入、検査書
- （9）その他必要な簿冊、又は書類等

（施工状況等）

第9 監督員は、建築工事の適正な履行を確保するため、常に工事の実態を把握しなければならない。

2 一般監督員は、受注者より定期的に建築工事報告書を提出させ、工事の状況を確認するとともに、これをもとに建築工事の進捗状況を毎月取りまとめ主任督員及び総括監督員を通じて、速やかに所属長に報告する。

一般監督員は、建築工事が遅延するおそれがあるときは、その事情を調査し、主任監督員又は総括監督員から指示を受ける。

（材料検査等）

第10 監督員は、工事材料等の検査をする場合、事前に、受注者から、外観規格、品質証明等の資料を提出させ、設計図書との適合を確認する。検査は、原則として、受注者が提出した資料（材料試験結果記録、写真記録等）により実施する。ただし、所属長等が実地検査が必要と認めた場合又は別に定めがある場合この限りではない。

2 一般監督員は、受注者が、設計図書及び監督指針等により必要とする一般監督員の立会い又は検査を求めないで、建築工事を施工したときは、主任監督員の指示を受けて試験等必要な措置を講じて、適否を確認する。

（既済部分検査）

第11 監督員は、既済部分検査のうち、製造工場等にある製品の検査にあつては、原則として、受注者が提出した資料（受注者の材料試験、写真記録性能試験果等）により実施する。ただし、所属長等が実地検査が必要と認めた場合又は別に定めがある場合はこの限りではない。

（検査の日程調整）

第12 監督員は、技術管理課検査にあつては、実施工程表を技術管理課へ提出し、検査員と調整の上、前もって検査の実施希望予定日を、技術管理課に連絡する。

（修補又は改造）

第13 一般監督員は、検査員の完成検査等の結果、手直し工事を必要する場合は主任監督員に報告し、指示を受けてその履行について監督を行うとともに、受注者から手直し工事完了届を受理したときは、第9に準じて処理する。

また、主任監督員は、上記と同様に総括監督員に対し報告を行い、指示等を受ける。

（付属品等の処理）

第14 一般監督員は、建築工事が完成し完成検査に合格したときは、当該建築工事の付属品等を引き渡し書と共に受注者より受理する。

（工事完成図書等の整備）

第15 一般監督員は、建築工事が完成し完成検査に合格したときは、速やかに完成図及び第8に規定する書類等を整備する。

（主任監督員への報告等）

第16 一般監督員は、建築工事の監督上必要な事項について主任監督員に報告し、指示等を受ける。

また、主任監督員は、上記と同様に総括監督員に対し報告を行い、指示等を受ける。

第3章 検査

（検査員資格者名簿）

第1 検査要領第3条第3項の検査員資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者として検査員資格者名簿に登載した者をいう。

（1） 県土マネジメント部に所属する係長相当職以上の建築技術職員のうち、県土マネジメント部での監督員又は検査員の経験年数の総和が3年以上経過した者

（2） 県土マネジメント部に所属する主査職以上の設備技術職員のうち、県土マネジメント部での監督員又は検査員の経験年数の総和が3年以上経過した者

（3） 技術管理課に所属する建築及び設備技術職員

2 検査員資格者名簿は、技術管理課長が作成する。

3 技術管理課長は、本庁の課（室）長又は出先機関の長に対し、所属する建築及び設備技術職員について前項の名簿を作成するため「検査員資格調査表」（第1号様式）に基づき報告を求めることができる。

（検査員）

第2 検査は、検査要領第3条に定める検査員が行う。

（検査の区分）

第3 検査の区分は、検査要領第4条によるほか、次のとおりとする。

（1）建築工事

検査区分	当初設計額	
	500 万円以上	500 万円未満
・ 完成検査、中間技術検査 ・ 完済部分検査 ・ 部分使用検査 ・ 年度精算に伴う既済部分検査	◎	○
・ 部分払いに伴う既済部分検査 ・ 年度精算に伴う既済部分検査のうち支払いを伴わない検査	○	○

※ ◎印 技術管理課検査

○印 技術管理課検査以外の検査

（2）設備工事については、上記表の設計金額中の「500万円」を「2,300万円」に読み替えて運用する。

2 総合発注の場合（例えば、建築工事と土木工事を一つの工事として設計書を作成した場合等）の技術管理課検査については、その都度、技術管理課と協議を行う。

3 新営工事以外の修繕、補修、改修等工事の中間技術検査の実施については、監督員から工事概要等の説明を受けた上で、検査員がその実施を判断する。

4 技術管理課検査のうち、新営工事以外の工事の検査については、技術管理課と当該工事を発注した部署が協議を行い、工事内容等により適切であると認められる場合は、当該工事を発注した部署が検査を行うことができる。

5 技術管理課検査の対象外工事の検査で、職員の配置状況により所属内に専門技術者がいない場合又は所属内での検査が適当でない場合、文書により技術管理課に要請があるときは、協議の上、技術管理課検査とすることができる。

（中間技術検査の時期等）

第4 中間技術検査は、概ね次の工程時において、監督員及び検査員が協議の上必要と認めたとときに行う。

（1）基礎・地中梁配筋完了時

（2）鉄骨建方完了時

- (3) 中間階床版配筋完了時
- (4) 屋上床版配筋完了時
- (5) 天井下地工事完了時
- (6) その他見え隠れとなる重要部分の工事完了時

2 検査要領第2条第5号の工事の進捗、実施状況とは、次のことをいう。

- (1) 受注者の施工管理
 - 工程管理状況、施工検査状況、出来形図等の整理状況品質管理の整理状況
- (2) 現場管理
 - 監督図書類の整理、現場整理状況、安全管理（交通指導、安全施設の確保等を含む。）及び仮設等の施工状況
- (3) 出来形及び品質
 - 出来形の検測の誤差、出来ばえ、品質管理の内容と品質確保状況
- (4) 工程進捗状況
 - 工程進捗状況の確認

（工場製品の出来形検査員検査）

第5 検査員が行う既済部分検査のうち、製造工場等にある製品の検査は、監督員の既済部分検査結果の記録及び受注者の提出した資料により実施する。

（検査の実施に伴う日数等）

第6 検査員は、検査の日数について、監督員から事前に建物及び設備概要等の説明を受けて決定する。

（検査の実施に伴う検査用具）

第7 検査員は、検査を行う場合に必要な検査用具について、その都度、監督員と協議し、監督員を通じて受注者に準備させておくものとし、検査用具は次のものを標準とする。

標準検査用具
①※スチールテープ（30m～50m）
② コンベックススケール（5m）
③※レベル
④ ノギス
⑤ テストハンマー
⑥ 水系（ピアノ線）
⑦ 懐中電灯
⑧ 脚立（H＝3m程度）
⑨※はしご
⑩ 鏡
⑪※ピンポン玉
⑫※柄付き鏡
⑬※絶縁抵抗計

⑭※コンセントチェッカー

⑮ その他

※印の用具は、1組準備

（検査員会議の設置）

第8 検査に関する事項について協議等をするため、検査員会議を設置する。

2 前項の検査員会議に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

昭和62年 4月 1日施行（昭和62年 3月 3日技号外）

平成 5年 4月 1日改正施行（平成 5年 4月 1日技号外）

平成10年 4月 1日改正施行（平成10年 2月 6日技第121号）

平成14年11月 1日改正施行（平成14年10月16日技第131号）

平成16年 5月 1日改正施行（平成16年 4月30日技第 33号）

平成18年 4月 1日改正施行（平成18年 3月31日技第187号）

平成20年 7月 1日改正施行（平成20年 6月30日技第 97号）

平成23年 4月 1日改正施行（平成23年 4月 1日技第 8号）

平成30年12月 1日改正施行（平成30年11月29日技第219号）

平成31年 4月 1日改正施行（平成31年 3月27日技第323号）

令和 2年 1月 1日及び令和 2年 4月 1日改正施行（令和 元年12月19日
技第232号）

令和 2年 7月15日改正施行（令和 2年 7月15日技第 79号）

令和 3年 4月 1日改正施行（令和 3年 4月 1日技第 4号）

令和 7年 6月 1日改正施行（令和 7年 5月30日技第 61号）